

◎新潟県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで	新	(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで		(C) 39.6～169.8メー ト ル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで		(D) 15.6～163.8メー ト ル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲 1671 番 1 から 三条市下保内字六反田74番 1 まで		(E) 14.0～37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番 1 から 同市北野新田字川東206番 1 まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番 2 から 同市北野新田字川東195番 1 まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番 1 から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から 同市大字矢立新田字新通632番 3 まで		(C) 39.6～169.8メー ト ル	723.4メートル

加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで	旧	(D) 15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで		(E) 14.0～37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)及び(J)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線、県道新潟五泉間瀬線、県道村松田上線及び県道天神林上条線と重用